

■ 質問内容No.1

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:9 入札参加申込みの受付
内容	提出書類の「法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」は原本を提出すればよろしいですか。
回答	お見込みの通りです。

■ 質問内容No.2

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:9 入札参加申込みの受付
内容	提出書類の「一般競争入札参加申込書(様式第1(その2))」は手書きの書類を提出する必要がありますか。
回答	同様式を作成していただければ、印字した書類の提出で問題ありません。もちろん、手書きでも構いません。

■ 質問内容No.3

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:9 入札参加申込みの受付
内容	提出書類の「国税、県税及び市町村税の納税証明書(未納がないことの証明書)」はコピーを提出してもよろしいですか。
回答	原本を提出してください。

■ 質問内容No.4

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:9 入札参加申込みの受付
内容	支店にて入札参加の申し込みをする場合、本社からの委任状は必要ですか。
回答	必要ありません。提出書類の「一般競争入札参加申込書(様式第1(その1))」における申込人を支店について記載してください。 ※入札執行の際、提出書類の「一般競争入札参加申込書(提出書類:様式第1(その1))」に記載されている申込人と異なる方が入札行為を行う場合は、入札書類の「委任状(様式第2)」を提出してください。

■ 質問内容No.5

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:4 設置する自動販売機の条件
内容	設置する自動販売機の条件として、災害対策用とあります。災害対策の自動販売機は3タイプあります。 ・バッテリー式(停電になっても使用可) ・手動式(停電時アームを回すと起動する) ・キースイッチ(通電している状態で、専用のカギを回すと使用できる) もし、必要な場合どのタイプでも大丈夫でしょうか。
回答	タイプの指定はありません。

■ 質問内容No.6

資料	【資料名】:仕様書 【項目】:4 災害発生時の応援について
内容	災害発生時応援として120本相当の無料で提供とあります。1台につき120本でしょうか。
回答	自動販売機1台につきではなく、物件番号1契約につき500ml入りのペットボトル120本相当以上の数量の清涼飲料水を無料提供してください。

■ 質問内容No.7

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:3 契約に関する条件
内容	既設の自動販売機を継続して使用してもよろしいでしょうか。
回答	今回の募集条件を満たす自動販売機であれば、差し支えありません。

■ 質問内容No.8

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:4 設置する自動販売機の条件
内容	「バリアフリーに配慮したものであること」とありますが、具体的にご教示いただけませんか。
回答	下記の機能を含むバリアフリーに配慮した自動販売機を募集条件とさせていただきます。 ・お金の投入口及び釣り銭返却口には、手が不自由な方に配慮して受け皿を設置すること ・商品取り出し口は、車椅子に座ったままでも商品が取りやすい位置に配置すること

■ 質問内容No.9

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:7 災害発生時の応援
内容	災害発生時の応援として500mlペットボトルの提供とございますが、具体的にいつ、誰が、どのように納品すればよいのでしょうか。
回答	一宮市内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、一宮市の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時に、自動販売機の設置者により、可能な方法で納品してください。

■ 質問内容No.10

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:6 維持管理に関する条件
内容	自動販売機設置時及び通常の商品補充時はエレベーターの使用は可能なのでしょうか。
回答	差し支えありません。使用時間及び経路については、一宮市及び指定管理者の指示に従ってください。

■ 質問内容No.11

資料	【資料名】:入札説明書 【項目】:2 入札に関する建物区域
内容	開館時間と閉館日などがあればご教示願います。
回答	各施設の開館時間及び休館日は下記のとおりです。 ・アイブラザー宮 開館時間:午前8時30分～午後9時30分 休館日:毎月第3・4月曜日(当該日が休日のとき、その翌日以降最初の平日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日) ・一宮地域文化広場 開館時間:午前9時00分～午後4時30分(有隣会館のみ午前9時00分～午後5時00分) 休館日:毎週月曜日(当該日が休日のとき、その翌日以降最初の平日)、年末年始(12月28日～翌年1月4日) ・一宮市木曾川文化会館 開館時間:午前8時30分～午後9時30分 休館日:毎月第2・4火曜日(当該日が休日のとき、その翌日以降最初の平日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)